

第2章 羽幌町のめざす環境



(上から) エゾエンゴサク、羽幌川、ピッシリ沼

第2章 羽幌町のめざす環境

I 環境に対する新たな取り組みの必要性

1992年にブラジルで開催された「地球環境サミット」以降、環境保全に関する2つの条約「気候変動枠組条約」と「生物多様性条約」がつけられました。

気候変動、とりわけ地球温暖化対策に関しては、1997年に京都で開催された「地球温暖化防止京都会議」で採択された「京都議定書¹」が2005年2月に発効し、日本は2008年から2012年の間に温室効果ガスの排出を1990年比で6%削減するという目標が割り当てられ、これを達成しました。

その後、2015年12月には、「パリ協定²」が採択され、新たな目標に向け、さらに温室効果ガス排出の削減（2030年までに2013年比で26%）に取り組む必要があります。

「環境の世紀³」を生きる私たちは、この動きを単なる掛け声で終わらせてしまうのではなく、多くの人々が環境の世紀に生きていることを実感でき、真に持続可能⁴な社会の実現に向けた、新たな取り組みが必要です。

生物多様性についても国内法（生物多様性基本法）が整備され、生物多様性が私たちにもたらしてくれる恵み（生態系サービス）をこれからも受け続けられるような取り組みが求められています。

そのような取り組みを始めるに当たり、まず住民、事業者、観光客、町といった各主体⁵の間の緊密なコミュニケーションを土台にした、羽幌町のめざす環境に関する合意形成が必要です。その結果、共通認識に基づくパートナーシップが築かれ、協働により持続可能な地域社会を創造できるならば、それは、我が国だけでなく世界に波及し、地球規模で貢献することになるでしょう。

一方、私たちの普段の生活が、地球温暖化⁶や生態系破壊を引き起こしている一因であるということ、認識しなければなりません。

さらに持続可能な社会の実現に向けて、私たちは一人ひとりが環境について考え、暮らしぶりを見直すとともに、多くの人と話し合い、情報を共有し、そして自主的に具体的に行動していくことが必要です。

1 京都議定書…1997年開催の「地球温暖化防止京都会議」で採択され、2005年2月発効した、気候変動枠組条約の取り決め。日本は2008～2012年の間に、温室効果ガスを1990年比で6%削減することが義務付けられている。この6%削減目標を果たすため、環境省が主導し、クールビズ・ウォームビズの提唱や、チーム・マイナス6%等のキャンペーンによる啓蒙活動が行われている。

2 パリ協定…p.84 参照

3 環境の世紀…平成16年版の我が国の環境白書の中では、『21世紀は、環境の持つ価値を重視し、環境と共に生きる「環境の世紀」にしていかなければなりません。』『私たち一人ひとりが行動することで、環境の世紀に新たな可能性が開けます。』と述べられている。環境を意識した価値観と行動をもってはじめて、環境と共生できる時代となることを示唆している。

4 持続可能…現在受けている恩恵が将来にわたって続くこと。サステイナブル。環境、経済、まちづくりの分野で用いられる「持続可能」という考え方は、1987年、国連の「環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）」による報告書の中で「持続可能な発展とは、将来の世代のニーズに応じて能力を危うくすることなく、現在のニーズを満たす発展」と定義されて以降、認識が広まった。

5 主体…本計画では、環境に対する取り組みの内容に応じて分けられるグループ（住民、事業者、行政等）をいう。

6 地球温暖化…p.79 “地球温暖化って何?”参照。

2 羽幌町のめざす環境

私たちは便利さや効率性だけを追い求めるのではなく、暮らしの中で環境負荷を継続的に低減し、自然に学び、自然のしくみ・つながりを再認識し、自然とともに生きることが求められています。このような生き方の結果として、羽幌町のめざす環境、すなわち「豊かで質の高い環境¹」を未来の子どもたちに引き継ぐことが出来ます。

その上で、住民・事業者・観光客・町による環境への負荷を少なくするための取り組み、環境に配慮した節度ある暮らしや事業活動の実践といった、生態系の一員にふさわしい振る舞いが人々に定着し、羽幌町の文化として根づくことによって、「豊かで質の高い環境」が確保されます。

1 豊かで質の高い環境…公害の防止、自然環境の保全はもとより、生態系が保全され、かつ清浄な水や大気、身近な緑や自然・動植物との豊かなふれあいが確保され、歴史的・自然的遺産や景観が適正に保全されている状態。

3 「豊かで質の高い環境」を実現するための各役割

住民、事業者、観光客、町の連携のもとに、それぞれの役割を果たすことを前提とし、「豊かで質の高い環境」を実現するために、各主体が果たす役割を以下のように定めます。

住民の役割

住民は、ライフスタイル²の見直しで環境負荷を減らすと共に、環境保全や環境まちづくりへの積極的な関与など、様々な活動に取り組みます。

2 ライフスタイル…生活様式。日常生活を過ごす上での考え方。私たちが日常生活を通じて環境への負荷を発生させていることを認識し、エネルギーや資源を無駄にしない生活様式を確立することで、環境負荷の低減につながる。

- ① ライフスタイルを見直し、日常生活の中で省エネルギーやごみの減量など環境負荷の低減に努めます。
- ② 身近な自然・動植物の保全活動や環境まちづくりなど、様々な面で環境の保全及び活用・継承に主体的に取り組みます。
- ③ 環境の分野で自主的に活動している住民団体・各種民間団体の取り組みに積極的に参加します。
- ④ その他、様々な活動を通じて自然のしくみ・つながりを再認識し、環境の保全及び活用・継承に取り組みます。

事業者の役割

事業者は、地域振興と持続可能な社会の実現のため、事業活動の発展と環境の保全及び活用と継承との両立をめざします。

- ① 公害の防止、循環型社会の形成、エネルギーの有効利用、産業廃棄物の発生抑制等、環境に配慮した事業を心がけます。
- ② 分野を問わず新たな事業を行う際には、自然のつながりや環境に配慮したものとなるよう心がけます。
- ③ 地域の環境活動への参加・支援などに自主的に取り組みます。
- ④ 消費者である住民や町、観光客と協働し、地域の環境への取り組みに積極的に貢献していきます。

観光客の役割

羽幌町には、豊かな自然を求めて、毎年多くの観光客が来訪します。今後も引き続き多くの来訪者を受け入れるには、住民・事業者・町の全てが羽幌町の良好な環境の維持に取り組むと同時に、観光客の皆さんにも必要な役割を果たしていただくことが必要です。

- ① 来訪地の地域社会の一構成員としての自覚と責任を持って、自然環境に対して持続可能な利用を行います。
- ② ごみの不法投棄、自然の中の動植物に対する間違った接し方、無断での立ち入りや採取など、大きな環境負荷となる行動を慎みます。
- ③ 町外からの視点を地域の環境保全へつなげるため、事業者・町などへ意見・提言等を行います。

町の役割

町は住民・事業者それぞれの立場の環境に配慮した取り組みを率先して行うとともに、庁内各部署に浸透させ、行政活動にも適用した上で、次のような役割を果たします。

- ① より効果的な取り組みとなるよう、主体間の取り組みを調整します。
- ② 住民・事業者が取り組みに参加しやすい仕組みや支援制度等の整備を行います。
- ③ 適宜、環境学習・環境教育を実施します。
- ④ 地域振興と自然環境の保全の両立を目指し、国や北海道、近隣市町村等との共同の取り組みを行います。
- ⑤ その他、環境関連施策を実施します。